

教第53号議案

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則の一部を改正する規則について

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行
規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月26日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月17日公布、令和7年6月1日施行）によ
る拘禁刑の創設に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和57年 9 月教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第 5 条 条例第 7 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律	(休業補償を行わない場合) 第 5 条 条例第 7 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律

(昭和27年法律第286号)第2条の 規定による監置の裁判の執行のた め監置場に留置されている場合 (2) [略]	(昭和27年法律第286号)第2条の 規定による監置の裁判の執行のた め監置場に留置されている場合 (2) [略]
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行った行為により懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行のため刑事施設に拘置されている者は、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。